

田中鉄也『振り動かされるヒンドゥー寺院——現代インドの世俗主義、サティー女神、寺院の公益性』

■出版地：横浜 ■出版社：春風社 ■出版年：2023年 ■総頁数：306頁 ■定価：4,000円+税

池亀 彩*

本書は「マールワーリー」と呼ばれるインドの商人集団によるサティー女神寺院の運営に着目した研究である。マールワーリーは、閉じた親族関係を形成し、インド国内のみならず世界中に商業ネットワークを広げ、インドの巨大総合財閥であるビルラーを輩出するなど、裕福で成功した集団としてみられている。一方で彼らが商業活動をする地域社会からすれば余所者であり、強欲な金貸しとして嫌われてもいる存在もある。本書では、マールワーリーという、人口比でいえば1%に満たないにも関わらず、インド経済に大きな影響力を持つ集団による寺院運営の分析を通じて、インドにおける世俗主義と宗教の問題が議論される。

序章では本書の主題である寺院と公益信託の関係が説明される。インドにおいては、寺院への寄進は寺院の本尊への寄進とみなされているが、本尊である神は観念的存在であるので、実際には本尊の代理人である受託者がその財を公益に資するように管理することが求められる。「公益信託とは、公の利益に資する目的のために寄付を受けた人物が、受託者としてその目的達成のために財産を管理する権利を託されるという制度である」と定義される(p. 22)。インドにおける寺院管理の特徴的な点は、こうした公益信託による財務管理が公益性を損ねていないかどうか、公的機関によって監査されることであり、インドの世俗主義が、宗教と国家との分離（政教分離）という形ではなく、国家がむしろ積極的に関与しているように見えることである。インドの世俗主義には、著者がまとめているように、特に司法府によって多宗教間の共存を調停することが求められており、その意味では、公益性を監査する側として積極的に関与しつつも、すべての宗教

から一定の距離をとるという形の世俗主義だともいわれてきた。

著者はインドの世俗主義をめぐる様々な問題を整理しつつ、これまでの議論がヒンドゥー・ナショナリズムの興隆と宗教対立、そしてその解決という文脈でのみ展開してきたことを指摘し、本書が行う具体的な寺院管理のプロセスの検証を通じて、司祭や参拝者だけでなく、裁判所や行政や市民団体などを含む「寺院の利害関係者たち」によっても寺院管理は影響を受け、そこで「公益に資する寺院とは何か」という多元的な語りが生まれていることを明らかにするという(pp. 31-32)。そして、「寺院の利害関係者」に着目することによって、これまで国家と寺院との関係が植民地期・独立期を通じて、寺院が生み出す利権の分配に対して、規制する国家と抵抗する寺院というような二項対立的な構図で語られてきた関係とは異なる姿を明らかにする。

第I部「公益信託、マールワーリー、サティー女神」第1章「公益信託を支える宗教的・慈善的な基金をめぐる司法的言説」では、英領インドでの宗教的・慈善的な基金の司法的言説が形成される過程が検証される。在地の宗教には不介入という東インド会社の基本方針は、イギリスによるインド統治時代を通じて維持され続けたが、収入の多い巡礼地の寺院から巡礼税を徴収し、本書のテーマの一つでもある寡婦殉死（サティー）を条例で禁止するなど、場合によっては積極的に介入していると見られる事例も多い。それは単に植民地当局側からの一方的な介入というよりも、それまでのヒンドゥー王権やムガル王朝においてそうであったように、為政者の役割は、寺院や巡礼地の財政

* 京都大学大学院

支援だけでなく、もめごとへの介入と仲裁を期待されていたという、在地社会からの要求に応えたものだった。だが「異教徒」との密接なかかわりを問題視した宗主国イギリスは、在地の宗教への不介入を強調した指針を1833年に東インド会社政府に送りつける。これによって巡礼税は廃止され、東インド会社から在地の人々へ寺院の管理権が移譲されることとなる。

本書が関心を持つ、寺院を構成する財を基金や信託で管理するという発想は、イギリス本国から持ち込まれたものだが、それは英領インドですんなりと適応されたわけではなく、寄進財には、管理者たちの富の繁栄とは無関係の、公益慈善の目的であることが要求されるようになる。著者はこの過程で、英國由来の信託の概念と寄進財の管理は司祭ではなく、王権によって行われなければならないという在地の伝統的な法規範とが補完しあうように整備され、そこから生まれたのが宗教基金法や信託法、そして所得税法であると結論づける。

第2章「マールワーリーと宗教的・慈善的な基金」では、本書の研究対象である、マールワーリーと呼ばれる商人集団の特徴が整理されている。マールワーリーとは、語義的にはインド北西部ラージャスター州のマールワール地方出身者を意味し、ラージャスター語の一つであるマールワーリー語話者すべてだといえるが、一方で、植民地時代に貿易や金融の中心地であったカルカッタやボンベイに進出し財をなした、この地域出身の商人たちの自称として使われる。本書でも、故郷を離れて成功した者たちのステータスコードとして理解される(p. 91)。実際のところ、マールワーリーのカースト帰属は様々であり、むしろ二〇世紀を通じたカースト団体の組織化、族譜の編纂、さらには一族の女神を祀る寺院の建立などを通じて、カースト意識が生成してきたといえる。

第3章「サティー女神を規制すること」では、南アジアのジェンダーと世俗主義との関係を考える上で、多くの論争の中心であった「サティー」が取り上げられる。サティーとは夫に先立たれた女性が夫の遺体と共に生きたまま荼毘に付される寡婦殉死の風習のこと、サティーを行った女性が贊美され、その死後女神として寺院で祀られることがある。植民地時代、この行為が自発性を伴った「宗教的慣習」なのか、あるいは強制性を伴った「殺人」なのか、またどのような法律によって、どの程度の量刑を未亡人の殉死に関与した者たちに課すかなど、様々な議論があった。独

立後のインドでは1987年に18歳で寡婦となったループ・カンワルがラージャスター州シーカル県デオラーラ村で、結婚後すぐに病死した夫の遺体とともに火葬で亡くなった事件（デオラーラ事件）が起こると、サティーを規制すべきかどうかをめぐっては、政治家だけでなく、インド内外の多くの知識人を巻き込む議論となつた。

本書で対象とするマールワーリーの商人集団が、公益信託を通じて維持・管理しているのが、サティー女神を祀った寺院であるため、その前提となるサティー女神信仰と、それをめぐる近代インドにおける論争がこの章では整理されている。筆者の当初の関心は、サティー女神信仰の内実を明らかにすることにあり、そこからサティーをめぐる議論に欠けていた寺院の運営や管理を明らかにするという研究の方向性が明確になったということである(pp. 3-4)。

この章は本書においてはサティー女神寺院の背景を説明するという位置づけだが、1970年代以降の歴史学、宗教学、ジェンダー研究、人類学などから提出された「サティー問題」をめぐる議論を明晰に整理し、その限界点を指摘するという意味で、秀逸な章であり、単独の論考としても多くの人に読まれるべき章であると思う。筆者はA・ハードグローヴの議論(Hardgrove 1999)に依拠しながら、サティー女神信仰をめぐる研究で生じる構造的な視座と本質主義的視座の限界を指摘する(p. 119)。ここでいう構造主義的な視座とは、サティー女神信仰が政治的・経済的な利権をめぐる権力関係から「宗教」現象として歴史的に構築される過程を、いわば暴露する視座であり、本質主義的視座とは、叙事詩での記述分析などから女神信仰の背後にある文化的意味づけを重視する立場である。筆者はこの両者のアプローチからは、実際のサティー女神寺院が、防止法などによる公的機関からの介入や市民社会からの抗議行動の中でどのように運営を続けているのか、なぜいまだに多くの参拝者を集めているのか理解できないと指摘する。

筆者はここで外川昌彦の研究に着目し、一見対立的に見える二つの視座が「社会的事実の構築と脱構築」という、社会的実践の場で展開される二つの運動（外川 2009: 28）の方法論を採用し、R寺院でラーニー・サティーの女神としての聖性の本質的な顕現と、現在の社会状況や法規制の状況下において、人々からどのように承認・否認されているのかを明らかに出来るという。本章の後半では、英領インド期のサティーをめ

ぐる法規制の整備が、しばしば誤解されてきたような、植民地の「野蛮な慣習」を宗主国側が一方的に規制しようとする、いわゆる *civilising mission* の一つとは単純にはいえないこと、むしろ在地社会における様々な陣営からの要求を調整しながら、進んでいったことを明らかにしている。

本書の第II部「公益に左右されるヒンドゥー寺院」にあたる第4章・5章では、インド北西部ラージャスター州ジunjヌー市にあるサティー女神を祀った、R寺院の百年にわたる寺院管理のプロセスが分析される。第4章「公益とコミュニティとのあいだ」では、1912年の基金設立から1980年までが対象である。R寺院はこれまでマールワーリーによる寺院寄進と運営をめぐる研究でしばしば取り上げられてきた寺院であるという。先行研究では寺院運営者たちの出身コミュニティのための寺院といふいわば内向きの関係性のみが関心の対象であった。しかし、公益信託が発足され、受託者による管理委員会が組織されると、その活動が公益に資するものであることが必要となる。いわば出身コミュニティのための寺院といふ閉じた関係性は、公共財として否応なしに外へ開かれなくてはならないのである。筆者はここで1960年代に司祭家族が追放されるという事件に着目する。

ラージャスター州では1952年に領主制が撤廃され、さらに土地改革により小作人の土地所有権が認められるようになると、ラージプートなどの旧地主層は伝統的支配力を失い始める。過去の威信を取り戻そうと彼らが頼ったのが、サティー（寡婦殉死）の伝統であり、このように新しく生まれたイデオロギーによって「伝統」が強化され、この地域でのデーオラーラ事件に繋がったという見方が先行研究においては主流であった。それに対し、ハードグローヴによる研究は、ラージプートではなく、何千キロも離れたカルカッタ（現コルカタ）に移住したマールワーリー商人たちが主に寺院運営を担っていることに着目し、受託者たちが自分たちの出自を再確認し、コミュニティの紐帯を強化するためにR寺院が建立されたとする。本章ではハードグローヴを踏まえ、さらに出自コミュニティに分析を限定するのではなく、受託者を含めた寺院をめぐる様々な利害関係が明らかにされる。

R寺院で祀られているサティー女神の信仰は700年以上続いているとされるが、寺院建築自体の建立は1910年代であり、その際に作られた寺院建立のための基金に、ボンベイとカルカッタ在住のマールワー

リーの名士たちが、当時としては巨額の寄付金を払っている。当初はマールワーリー以外の委託者もいたようだが、基金から公益信託が再編されたときには、マールワーリーの中でもジャーラーン一族のメンバーに、さらにその中でもバンサル・ゴートラに属している者（基本的には男性）に限定されるようになる。公益信託といいながらも、受託者は血縁関係者に限定され、著者によれば、受託者の資格は父から息子へと世襲されるようだ。

一方で何世代にも渡ってサティー女神の祠で司祭職を務めてきたバラモン司祭は、1957年に公益信託が設立された際に、寄付金の管理から外されてしまった。それを不満に思った司祭は、運営委員会を訴える。高等裁判所は、寄付金の管理は運営委員会の管轄だが、司祭に渡されたお布施は司祭家族に管理権が認められるべきだとした。しかし、結局運営委員会は別の司祭を雇い入れ、彼は解雇された。運営委員会は訴えた司祭に別の寺院を紹介し、元の家に住み続けることを認めるなど、ある程度の共存・和解を模索したようではある。著者はこの紛争を、運営委員会が進めた様々な公共施設（学校や病院）などの設立・運営を「公益慈善目的」として認める近代的な法と、司祭の「伝統的な権益」を認める慣習法が両立している事例として読む。

ローマ法が求める「受益者の清廉潔白さ」や衡平法が求める「公益に資する寺院」というあり方が実現されようとする一方で、二〇世紀後半のR寺院では、受託者たちの出自コミュニティであるバンサル・ゴートラのための寺院という性格が強められてもいく。寺院ではこのゴートラの出身者かどうかが確認され、彼ら・彼女らだけに許される儀礼が行われる。公益のための寺院か、コミュニティのための寺院かというジレンマは、1987年のデーオラーラ事件以降さらに顕在化していく。

ループ・カンワルが殉死した翌年の1988年に制定されたサティー（犯罪）防止法により、単に亡くなつた夫の遺体とともに焼かれるサティーという行為が禁じられただけなく、サティーを行った女性たちを敬い、寺院を建立するといった宗教実践もまた違法行為として定められた。第5章「新たな利害関係者と寺院管理の変容」は、この防止法の規制以降、サティー女神寺院の寺院管理がどのような変容を遂げたのか、R寺院を例に明らかにする。これまでの研究では、国家が宗教に関わらざるを得ないというインド的特徴ゆえ

に、最高裁判所の判決に代表される司法言説が、結果的に、宗教改革を主導する中心的アクターとなつてはいると指摘されてきた。しかし本書では、司法言説だけでなく、しばしば相反する主張をする多様な利害関係者が寺院管理にどのような影響を与えるのかが具体的に明らかにされる。

ループ・カンワルが殉死したデーオラーラ村から100キロほど離れた場所にあるR寺院は、サティーの贊美を行っているとして、地方判事によって閉鎖命令が下された。これによって寺院は年次大祭の中止を余儀なくされ、寺院の運営委員会は、この閉鎖命令が信仰の自由を保障するインド憲法第二十五条および二十六条に違反するとして、県を訴えた。寺院を運営する公益信託が登記されている西ベンガル州のカルカッタ高等裁判所では、寺院外で行われる行事は国家による「法と秩序」の原則で規制されるべきだが、寺院内は「私的な場所」であって個人の信仰の自由が尊重されるべきという中間的な命令を出した。

さらにサティーを女性への暴力として批判する女性団体などは、寺院敷地内で行われる儀礼の一部にもサティーの贊美が見られるとして、寺院に対して公益訴訟を起こした。寺院側は敷地内に「我々はサティーの慣習に反対する」というプラカードを設置して、サティーという行為の贊美と、ヒンドゥー文化にみられる貞淑な女性性を象徴する女神の信仰とを区別した。さらに女神をバンサル・ゴートラというコミュニティの女神であることを強調することによって寺院が祀る女神の公共性を限定するような主張を行い始める。一方で寺院を訪れる信者たちは、日常的な監視がないために、禁止されている供物を持ち込むなど、サティー崇拜と捉えられるような信仰実践を継続している。5章で明らかにされるのは、司法言説によって宗教実践が限定され、より合理的になっていく経緯ではなく、様々な思惑が拮抗する中で常に変化せざるを得ない寺院運営・管理の形である。

第III部「公益を飼い慣ならすヒンドゥー寺院」第6章「揺れ動く公益性」では、K寺院という1994年に建立された比較的新しい寺院が取り上げられる。興味深いのはこの寺院の運営母体であるK団体自体は、1913年からカルカッタにおいてK基金という信託基金を始めていることである。著者が着目するのは、比較的歴史資料が豊富にあるK寺院およびK団体が、植民地時代から独立後のインドにおいて、公益性の概念が変化するのに呼応して、その組織のあり方を変えて

いることである。カルカッタに居住し、アヘンの仲買人として成功したマールワーリー三名によって創設されたK基金は、元々はカルカッタにやってきた同郷や親族の若者たちへの生活や仕事の補助であった。同時に彼らはケーリヤーというリネージュの族譜（一族の神話的歴史）を作り始める。これは二〇世紀初頭からインド全国でみられたカースト・アソシエーション（カースト団体）の活動とさして変わらない。植民地時代においては、カーストどころか、それよりもさらに小さい同郷者や親族が受益者であっても、公益信託として認められ、1931年に公益信託としてK団体は再編され、所得税控除が適応されることになった。

しかし独立後のインドにおいては、K団体は所得税局によって、その活動を監査されるようになり、さらに1962年には、カルカッタ高等裁判所によって、所得税控除のライセンスを破棄させられてしまう。K団体は再認可を求めて、カルカッタに限定されていた活動を全国化し、カルカッタ以外の場所で年次大会を開き、さらにケーリヤーという一族は、小さい範囲に限定される地縁・血縁集団ではなく、そのメンバーがインド全国に存在する、より大きなコミュニティであることを主張した。これが認められ、1977年にK団体は公益団体として再認可されるのである。

第7章「多元化する寺院の公益性」では、K団体が1994年に創立したK寺院の具体的な運営が分析される。6章で明らかにされたように、K団体は、マールワーリー以外の一族にも開かれたものになることによって公益信託として再認可されたという経緯があった。そのため、団体にとっては、それまで意識されてこなかったコミュニティのつながりの構築が課題となつた。このつながりの結節点としてサティー女神がコミュニティの母として作り出されていく。1979年から1980年にK村から女神の灯明を山車に載せ、インド各地の238ヶ所にのぼる聖地への巡礼が行われたが、これは極めてローカルな女神が全国にお披露目されることで、ケーリヤー・コミュニティの具現化を意図したためであると著者は論じる。

サティー女神が「コミュニティの母」として全国的に知られた存在になることが意図された一方で、寺院があるK村というローカルな場所においても、寺院は公益を持つものとして認識される必要を感じた人もいる。著者は、ケーリヤーの一族のメンバーではあるけれど、マールワーリーではない、現地管理人として雇われたI氏に着目し、彼がK寺院を単にケーリヤーと

いう一族の寺ではなく、村民を受益者とした慈善活動や宗教活動を行うことで、より開かれた寺院にするために尽力する姿を描く。一方村人たちは、カルカッタから時折やってきて金を落してくれるセートジー（商人様）をありがたく思いつつも、寺での宗教活動に情動的に参加することはなく距離をとっており、氏はそのことを不満に思っている。また全国からやってくるケーリヤーに属する人々の寺院やこの場所に対する思いは様々であるが、K寺院が祀るサティー女神は「コミュニティの母」として、各地に住むケーリヤーたちに神話的記憶の共有にある程度は貢献している。

終章では、世俗主義に関するこれまでの研究において着目されてこなかった寺院の利害関係者の重要性が再び議論される。特にステークホルダー理論を援用しながら、本書に登場してきた様々な利害関係者たちの立場が図式化される。まず寺院を中心として、そのすぐ外側に公益信託とその受託者、地域社会、実際に寺院運営を行う司祭や従業員、そして参拝者や寄進者などが第一義的利害関係者として位置づけられる。そしてさらにその外部にメディアやNGO、立法・司法・行政機関などが第二義的利害関係者として配置される。また個別に議論されてきたR寺院とK寺院が比較され、R寺院の方がより多様な利害関係者が関与してきたことがわかるが、K寺院もまた信託団体以外の利害関係者が関係し、寺院のあり方に影響を及ぼしていると分析される。

以上が各章の分析・議論をまとめ、評者のコメントを適宜加えたものである。最後に本書の学術的貢献とさらなる可能性について記しておきたい。本書は、マールワーリーという商業集団の集団形成、商入カーストと宗教寄進、寡婦殉死（サティー）によって問題化するインドの世俗主義のあり方など、二〇世紀後半以降の南アジア研究において盛んに議論されてきたテーマを、歴史資料とフィールドワークによって、具体的かつ詳細に扱っているという点で非常に優れた学術研究である。本書の特徴は、図式的に単純化されがちであったこれまでの議論に対し、その背景をより複雑で、ニュアンスを持った揺れ動く歴史的過程として描いたことである。マールワーリーによる信託団体の思惑を超えて、多様な利害関係者が寺院のあり方を形作る様は、アクターネットワーク理論で描かれるようなエスノグラフィーを讀んでいるようである。

一方で、この優れた点は、本書の学術的貢献が何なのかを分かりにくくしてしまっているともいえる。確

かに「利害関係者」に着目することによって、寺院の多様なあり方が明らかになった。しかし本書の主人公（のように評者には思える）であるインドの商入カーストがなぜこれほどまでに、過剰ともみえる宗教寄進を行うのかという、ごくごく単純な問いは、宙吊りのままである。例えば、6章で著者は、公益という概念が変化するにつれて、K団体自体のあり方が調整されることに着目する。確かにそれは興味深いことではあるのだが、しかし公益の概念がより広いものであることが求められるようになったとはいえ、それは属性に拘らない全国のあらゆる人々である必要はなく、受益者は何らかのコミュニティに属しているものに限定されても良いとされた点こそがインドのカーストと公益性を考える上でより重要ではないだろうか。筆者の議論をもう少し進めると、むしろ受益者がある特定のコミュニティに属していてもよいということは、カーストという広い意味での内婚集団が、公共的なものとして法的に認められたということであり、逆に言えばカーストの利益を優先することは、公共性に反しないということになる。筆者は地縁・血縁集団から一族というより大きな集団への変化に着目するが、それはもしかすると規模の違いだけあって、より本質的なことは、特定のカースト・コミュニティにのみ実質的な受益がある場合であっても公益団体として、独立後も変わらず認められていることではないだろうか？

今後は、マールワーリー集団と信託団体の形成過程を、オープンな個人の契約をベースとした近代資本主義の理想と、出自、祖先、婚姻関係による信用をベースにした土着の価値システムの相互作用として描き出した Ritu Birla の *Stages of Capital* (2009) や、自分達で信託団体を作り寺院を建立するのではなく、既存の大寺院への寄進を積極的に行い、他のカーストを排除するという、南インドの商入カーストであるチエティヤールの寺院寄進を論じた David W. Rudner の *Caste and Capitalism in Colonial India* (1994) などの先行研究に対して、筆者が本書で明らかしたことを使って、どのような批判・修正を加えるのかをぜひ期待したい。さらに無いものねだりをすれば、宗教寄進と富の蓄積は矛盾するのではなく、つまり宗教・慈善事業は狭義の経済的合理性と対立するのではなく、むしろ南アジアの文脈においては宗教寄進こそが富の源泉でありえることをぜひ明らかにして欲しい。

参照文献

(日本語文献)

外川 昌彦

2009 『宗教に抗する聖者——ヒンドゥー教とイスラームをめぐる「宗教」概念の再構築』世界思想社。

(英語文献)

Birla, Ritu

2009 *Stages of Capital: Law, Culture, and Market Gover-*

nance in Late Colonial India. Durham, NC: Duke University Press.

Hardgrove, Anne

1999 Sati Worship and Marwari Public Identity in India, *The Journal of Asian Studies* 58(3): 723–752.

Rudner, David W.

1994 *Caste and Capitalism in Colonial India: The Nattukottai Chettiar.* Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.